

岩倉市ふれ愛タクシー事業 運行計画(案)

項 目	内 容
事業目的	市内在住の高齢者、障がい者及び子育て世代の外出・移動支援を目的とする。(通勤通学や業務のための利用は不可)
事業概要	民間タクシー事業者の空車車両を活用し、市内を輸送する。
利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・満65歳以上の高齢者 ・障がい者 ・妊婦(産後3か月まで) ・就学前児童(保護者の同乗必須) ・運転免許証返納者 ・その他市長が特別に必要と認める者
運行区域	市内全域
運行日時	平日 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後6時(午後6時までに乗車)
予約対応日時	上記 運行日時 と同じ 1週間前から予約可能。(当日予約も可能)
乗降場所	<p>乗降禁止エリア(岩倉駅周辺)を除き指定なし ただし、出発地か目的地のいずれかが自宅であることが条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅→目的地(市内) ・市内各所→自宅 の2形態による運行 <p>(乗降禁止エリア内で乗降希望の場合は通常料金徴収) ※途中乗車及び下車禁止 ※乗降禁止エリアは別紙のとおり</p>
事業主体	<p>タクシー事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業参加希望事業者3社 <ul style="list-style-type: none"> ・名鉄西部交通株式会社 ・犬山タクシー株式会社 ・尾張北部タクシー株式会社
車両	普通タクシー(一般乗用旅客自動車)の空車車両

利用登録	<ul style="list-style-type: none"> ・利用希望対象者は「利用者登録申請書」を提出し利用登録 ・登録証を受領後から利用可能 ・登録証紛失時は再発行せず、登録証を新たに作成（旧番号削除）
同乗	行程が同一の場合に限り、登録者及び登録者以外の者も同乗可能。
利用料金	<p>タクシー運賃により3段階設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1, 500円未満 <u>400円</u> ・ 1, 500円以上3, 000円未満 <u>800円</u> ・ 3, 000円以上 <u>1, 600円</u>
利用手順	<p>契約タクシー会社に電話予約</p> <p>利用時に登録証を運転手が確認</p>
事業開始時期	令和元年10月1日（予約は1週間前から可能）
市民周知	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年8月号 広報いわくら掲載、併せて市ホームページ掲載 ・7月上旬にデマンド型乗合タクシーの登録者に対し、郵送により事業変更、再登録の案内（現車両にも掲示） ・7月以降のデマンド型乗合タクシーの新規登録者に対しては、新事業への登録も同時に案内（その他関係団体に対し、説明等実施）
予算措置	令和元年6月定例会に補正予算案を上程
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・岩倉市で発行している運転免許証返納者に配布しているデマンドタクシーの無料チケットは400円分として1乗車につき1枚利用可能。 ・デマンド型乗合タクシー内で販売していた回数券は100円を支払えば1乗車に1枚利用可能。ただし、令和2年3月31日までを利用期限とする。（車内での回数券の販売は8月末まで） ・回数券の払戻は令和2年9月末日まで市役所協働安全課において対応する。